

たつの市型グラウンドマンホールふた認定基準

1 目的

たつの市において、公共下水道事業等で使用するグラウンドマンホールふたの認定基準として規定する。

2 認定基準

たつの市型グラウンドマンホールふたの認定基準は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 日本工業規格（J I S G 5 5 0 2）の表示について認定を受けていること。
- (2) （公社）日本下水道協会下水道用資器材製造認定工場で作られたものであること。
- (3) 認定を受けようとする対象製品が、本市の性能規定書に適合していること。又は公平性、中立性を確保できる第三者機関での検査を実施し、適合要件を証明すること。
- (4) 近畿圏内に営業所があること。

3 申請

認定を受けようとする製造業者は、次に掲げる書類を添付し、たつの市型グラウンドマンホールふた認定申請書（様式1）を提出すること。

- (1) 製品図面
- (2) 会社経歴書
- (3) 品質管理体制報告書
- (4) 社内検査要領書
- (5) 日本工業規格表示許可書（写し）
- (6) （公社）日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書（写し）
- (7) 設計図書および試験成績表（建設技術審査証明書にて代用可※）

※（公財）日本下水道新技術機構発行「次世代型グラウンドマンホールふたおよび上部壁技術マニュアル」の要求性能に準拠した証明書であること。

- (8) その他本市の指示によるもの。

4 認定

- (1) 認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者にたつの市型グラウンドマンホールふた認定通知書（様式2）により通知するものとする。
- (2) 認定期間は、認定を受けた日から3年以内とする。（認定更新時期の統一を図る）

ため、認定終了時期を統一する。)

- (3) 認定の更新については、有効期間内に改めて様式1により申請を行うものとする。

5 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において、下記の事項が生じたときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 上記2の認定基準の項目を満たさなくなったとき。
- (2) 不正や反社会的な事実が認められたとき。
- (3) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出たとき。
- (4) 同一内容の欠陥、瑕疵が多発したにもかかわらず、改善対策等の措置がなされないとき。

6 取り消しの通知

- (1) 上記（3）により認定の取り消しを申し出る場合は、たつの市型グラウンドマンホールふた認定取消申請書（様式3）を提出すること。
- (2) 認定の取り消しを行った場合は、申請者にたつの市型グラウンドマンホールふた取消通知書（様式4）により通知するものとする。

7 その他

- (1) たつの市は認定期間内においても認定申請書の内容確認など、必要に応じ立入り検査の実施及び書類の提出を求めることができる。
- (2) 承認した製品の納入後であっても、たつの市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 認定期間内に性能規定書の改定があったときは、本市より認定製造業者へ通知するものとする。なお、製造業者が引き続き認定を受けようとする場合は、性能規定書の改定内容に適合するよう申請を行うこと。
- (4) たつの市が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、協議により決定する。